

第1回豊明市下水道事業経営検討委員会議事録

- 1 日 時 2025（令和7）年4月18日（金）午後2時～午後4時
- 2 会 場 豊明市役所 新館1階 会議室6
- 3 出席者 委 員 7名出席
事務局 経済建設部長、下水道課長、下水道課長補佐兼工務担当係長、
業務担当係長、業務係員
傍聴者 0名
- 4 議 事 （1）下水道使用料の体系案の検討について

5 議事内容

■議事

（1）下水道使用料の体系案の検討について

事務局より資料に基づき説明

●意見・質疑

委員長 使用料体系案の検討ということで、分析や算定を行うにあたり事務局の説明で様々な数値が出てきたが、何か質問・意見などはあるか。

委 員 最低単価について確認したい。

事務局 月10m³使用した場合の下水道使用料を算出して、10で割って算出した数値を最低単価としている。
豊明市の現行の下水道使用料の計算だと、基本使用料が月550円。従量使用料が10m³×単価40円で400円。合計が950円になる。それを10で割った95円を最低単価としている。

この方法で計算したものを県内他自治体と比較したグラフが18ページで、この単価を用いて算出された累進度を比較したグラフが20ページである。

委 員 最低単価はこの計算方法で比較するのが一般的ということか。従量使用料の中で、最も安い単価を最低単価とする考え方もあると思う。つまり、最低単価は40円という考え方。

月10m³使用した場合の下水道使用料から算出した最低単価95円は、基本使用料と従量使用料が混在した数値である。基本使用料と従量使用料はそれぞれ考え方が違うので、その辺りがどうなのかと説明を聞きながら考えていた。

事務局 今回の検討では、水量区分を見直す案もあったため、『月10m³使用した場合の下水道使用料から算出した最低単価』を採用した。

『最も安い単価を最低単価』としてしまうと、「10m³まで40円」と「5m³まで40円」では、最低単価40円は変わらないが、10m³まで使用時の下水道使用料の額は変わってしまうため、公平な比較ができない。

委 員 承知した。

委 員 11 ページの調定件数について確認したい。これは下水道の請求件数という
 ことで良いのか。
 事務局 通常は 2 か月に 1 度の請求なので、1 使用者あたり年 6 回の請求がある。
 ただし、この資料では 1 か月あたりの基本使用料についての検討をして
 いるため、1 使用者あたり年 12 回の請求と仮定している。それを令和 8
 年から 12 年の 5 年間で件数を試算している。
 委員長 7 ページで試算された基本使用料配賦額 1,125,697 千円を 1,604,630 件
 で割ると 700 円になる。以前も聞いたが、近隣自治体の基本使用料はど
 のようになっているか。
 事務局 それぞれ 1 か月あたりで、日進市が 840 円。東郷町が 970 円。みよし市
 が 950 円。長久手市は 10 m³の使用までは一律 1,200 円。愛知中部水道企
 業団管内はこのようになっている。
 委員長 基本使用料については、現在の 550 円から仮に 700 円に改定されたとし
 ても、近隣自治体との比較では相対的に安価なようである。

委 員 別紙『一般会計からの繰入について』についてだが、一般会計からの繰
 入というのは、今後どうなっていくのか。
 事務局 現在は、基準外繰入として 2.9 億円が一般会計から入っているが、使用
 料改定により 1.6 億円の増収となれば、その分の基準外繰入金を減らす
 ことができると考えている。
 委員長 繰入金で分かりづらいのは、基準内繰入金約 1.4 億円というのは、雨水
 排水などのために必要な繰入金なので、一般会計から繰り入れることに
 妥当性がある。これは使用料を改定したとしても残っていく繰入金。
 ただ、基準外繰入金というのは使用料で不足している分を補うための繰
 入金であり、0 円にしていく必要がある。別紙『一般会計からの繰入に
 ついて』の資料だと、不足している使用料 1.6 億円が増収したとしても
 基準外繰入金が 1.3 億円残るようだが、これはどういう名目の繰入金な
 のか。
 事務局 一般会計からの基準外繰入金に依存せずに独立採算を目指していくのが
 望ましい下水道事業の姿であるため、使用料改定の必要性について検証
 を行っている。それと同様に、基準外繰入金の減少を目指す必要がある
 ため、「基準外繰入金は段階的に減らしていく。」という文言で表現し
 ている。

委 員 この 1.3 億円は使用料対象経費に含めなくて良いのか。
 事務局 別紙『一般会計からの繰入について』に載っている基準外繰入金 2.9 億
 円は、あくまでも予算上の金額。それに対して、使用料対象経費として
 不足すると予測している 1.6 億円は決算上での予測である。
 基準外繰入金 2.9 億円は、事業の運転資金として年度当初に繰り入れて
 いるが、通常どおりであれば、うち 1.6 億円は使用して、うち 1.3 億円
 は使用せずに年度末に残るお金である。
 つまり、1.3 億円を使用料対象経費に含めると、下水道使用料を必要以
 上に取りすぎることになる。
 委員長 『一般会計からの繰入について』の図があると余計に混乱することにな

るのではないかと。安全を見て、多めに繰り入れた 2.9 億円と結果的に使用しなかった金額、そして下水道使用料として回収しなければならない金額の関係性がこの図があることで分かりづらくなっている。

前回委員会までの説明で、「経費回収率 100%を目指す。また、それによって基準外繰入金が無くなる。そのためには平均改定率 25.6%が必要。」というところまで理解できていたが、この資料で「基準外繰入金が 1.3 億円残る」というように表現されていることにより、「平均改定率 25.6%では足りないのではないかと？」と見えてしまう。

委 員 員
この資料だと、使用料改定をしたとしても 1.3 億円の繰入金が残って、経費回収率が 100%に達していないイメージになってしまう。

委 員 員
基準外繰入金のうち、使わなかったお金はどうなるのか。
事務局 現状では、補填財源として使用されている。ただ、他市町の例も参考にして、使わなかったお金については一般会計に戻すことも含めて検討していきたいと考えている。

委員長
事務局 令和 8 年度の基準外繰入金はいくらにする予定か。
使用料改定をしたとしても初年度は予定通りの収入増が見込めないため、一定程度の余裕を持った金額となる。また、予定外の工事などが増えた場合には、繰入金がないと会計が成り立たなくなってしまう。そういったことも考慮して基準外繰入金の予算をとることになる。

委員長
事務局 令和 8 年度の結果や不測の事態に備えるためにも、その翌年度からの予算でもある程度の基準外繰入はあるということか。
そうなる。ただ、令和 8 年度からの 5 年間で基準外繰入金をなるべく 0 円に近づけていきたい。

委 員 員
やはり公営企業であるため、不測の事態に備えて公営企業の中で予備費や積立金を準備しておくべきではないか。現時点で、そこまでを考慮した使用料の検討が行えていないのは良くないことだが、今が下水道事業の過渡期なのだと思う。

事務局 この先、下水道事業としてあるべき姿に移行するための第一段階として今回の検討があるならば良いが、現状と同じような基準外繰入が何年も続くようであれば公営企業として問題であると思う。

事務局 委員が言われたように今回の使用料改定検討は、第一段階と考えて、その効果を見ていきたい。そして、基準外繰入金を 0 円にするのを最初の目標として、少なくとも段階的に減らしていくということは目指していきたいと考えている。

委員長 別紙『一般会計からの繰入について』に戻るが、今言われた令和 12 年度時点で基準外繰入金 0 円を目指すということを図で表せば計画としてのイメージになるのではないかと。

事務局 資料を修正する。

委員長 使用料改定の案として、事務局より 3 つの案が提示されているが、これについて、委員より意見を求める。

委 員 員 ケース 3 が妥当なのかなと思う。水量区分も変わっているが、現行が 10

区分とかなり細かく設定されているのに対して、ケース 3 では 8 区分。少量使用者家庭の負担を急激に上げないことや大口使用者である事業者の過度な負担を減らすことを考えた結果、新たに 5 m³までの水量区分ができたということかと思う。

委 員 同様に。先日、水道料金改定についてのお知らせがあったが、水道も似たような比率で上がっていることを考えると、市民感覚としてはケース 3 が妥当なのかなと思う。ただし、昨今の食品の物価上昇率などと比較してしまうと上昇幅が大きいように見えてしまうので、説明で補足する必要があると感じる。

委 員 逆に言えば、今までが安かったとも言えると思う。他自治体との比較でも一般家庭を想定した使用水量で見ると平均を下回っている。また、一般会計からの繰入をしている現状からすると、調整区域に住んでいる人にとっては、適正な下水道使用料に改定することを求めるのは当然とも言える。

委 員 同様にケース 3 が妥当だと思う。ただ、先ほども話題に出たが、今後に備えて予備費や積立金のようなものを準備する必要がある、経費回収率 100%では足りないと思う。今回の検討では、平均改定率 25.6%となっているが、本来はそれ以上の改定が必要なのかなと感じる。しかし、そうすると数値の根拠としては難しくなるように思う。

委員長 経費回収率 100%を超えて下水道使用料を徴収する場合は、どのような組み立て方の試算になるのか。

事務局 下水道使用料改定の考え方として資産維持費の算入という方法がある。簡単に言えば、将来の老朽化等を見越して多めに使用料を徴収するという考え方だが、本市の現状としては、まず経費回収率 100%を目指すのが第一段階と考え、今回は資産維持費の算入は採用しなかった。ただ、少なくとも 5 年に 1 度は適正な下水道使用料について検討を行わなければならないので、今後の検討では資産維持費について考慮する可能性はある。

委 員 ケース 2 でも良いのかなと思う。ケース 2 の問題点は少量使用者の改定率が大きくなることで、月 10 m³の使用者だと改定率 47.4%になってしまう。ただ、元の使用料が安いので、改定幅としては 450 円で収まるという見方もできる。そもそもの下水道使用料が安くて、早期に赤字解消を目指さなければならない中で、実際のところ平均改定率 25.6%というのは、目標達成にはギリギリの数値だと思うので、ケース 2 で改定した方が良いように思う。

ただ、今回の検討では、累進度を低下させることも考え方の 1 つにあるが、ケース 2 の場合、大口使用者の改定率がとても低くなる。先ほど事務局から説明があったように今回の検討を第一段階目として、その後の検討で少量使用者の単価や基本使用料をもう少し上げて経営を安定させることを見据えているのであれば、ケース 3 でも良いかと思う。

委 員 ケース 3 にする場合、経費回収率 100%以上や一般会計からの繰入の解消というところを早期に求めることを答申の附帯意見に入れるべきだと思う。また、ここ 2～3 年の物価高騰により、工事費などが高騰しており、流域下水道負担金もさらに上がっていくと予測される。そういった状況

を見定めて、経営が悪化する前に次の改定を検討していくように都度判断していくことを求める文言も附帯意見に入れられればと思う。

委員長

本日の議事の内容をまとめる。

『一般会計からの繰入について』の資料については、今回の検討が基準外繰入金を無くしていくための改定検討であるため、その将来的なイメージが伝わる図になるよう資料を修正すること。

使用料改定案については、議論の結果、ケース3が妥当だという意見でまとまったかと思う。ただ、基準外繰入金の早期解消に向けて、経営状況次第では5年と言わず、前倒しで再度検討することも必要であるということを経営条件に付けた答申にしていく。

全国的にインフラ設備が老朽化していくということが今言われている。豊明市の下水道でも老朽化に対応するための工事や修繕はさらに増えていくことが予測され、その辺りも踏まえて長期的な視点で経営状況を見直していくということを答申に加えていきたいと考える。